

令和2年第3回市議会定例会 一般質問通告概要一覧

日 時	人 数
令和2年9月 9日 (水)午前10時～	4人 (1番から4番まで)
令和2年9月10日 (木)午前10時～	2人 (5番から6番まで)

質 問 位 順 位	議 席 番 号	会 派 名	通 告 者 氏 名	抽 選 番 号	種 別
1番	16	市 民 ク ラ ブ	昌 浦 泰 己	1	一問一答
2番	11	公 明 党	阿 部 正 幸	4	一問一答
3番	1	日 本 共 産 党	遠 藤 秋 雄	7	一問一答
4番	12	公 明 党	齋 藤 裕 子	13	一問一答
5番	9	日 本 共 産 党	戸 津 川 晴 美	14	一問一答
6番	7	無 所 属 の 会	江 口 正 夫	15	一問一答

計 6 名

総括質問方式： 0 名
 一問一答方式： 6 名

質問順 1番	受付月日	8. 31	通告者	16番	昌浦泰已
			発言時間	30分	種別
<p>1. 組織改編について</p> <p>(1) 令和3年4月からの組織改編で伝統ある建設部の名前を無くすのは、いかなる理由でしょうか。</p> <p>(2) 令和2年8月21日の議員への説明では、都市政策部の名称にするとのこと。企画部門と勘違いされるのではないのでしょうか。市民や本市を訪れた方には分りづらいと思われます。</p> <p>(3) 全国の多くの都市では、産業建設部の名称が使われております。本市もそうすべきではないのでしょうか。</p>					

質問順 2番	受付月日	8. 31	通告者	11番	阿部正幸
			発言時間	30分	種別
<p>1. 新型コロナウイルス感染症拡大対策について</p> <p>(1) 特別定額給付金の給付対象の基準日（4月27日）以降に、本市に出生の届出をした新生児についても、特別給付金の対象にしていただきたい。</p> <p>(2) 感染リスクを抱えながら勤務をしている保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの職員に対し、慰労金を支給していただきたい。</p> <p>(3) コロナ禍における避難所の過密状態の防止のため、可能な限り多くの避難所開設が必要です。</p> <p>市内の小中学校は指定避難所となっておりますが、多賀城高校と貞山高校は指定避難所になっていないので、本市の指定避難所としていただきたい。</p> <p>(4) ウイルス感染には飛沫感染と接触感染があります。飛沫感染はマスク・うがいなどで対策し、接触感染はアルコール消毒や清掃などで対策しますが、不特定多数が触る物を清掃では限界があります。最近では病院、介護施設、宿泊施設、商業施設、車両、学校などで、抗ウイルス・抗菌施工による予防をする取り組みが行われています。本市でもウイルスから子どもたちを守る取り組みとして、学校や保育所などの施設に、抗ウイルス・抗菌施工による予防対策をしてはいかがでしょうか。</p>					

質問順 3番	受付月日 9. 1	通告者 1番	遠藤秋雄
		発言時間 30分	種別 一問一答

1. 乳幼児医療費助成制度に対する所得制限について

- (1) 乳幼児医療費助成制度の所得制限は、人間の命が「生まれ育つ家庭の収入額で格差がつけられる」ということにつながるのではないのでしょうか。行政が「所得額による命の選別」を行うべきではないと思いますが、いかがでしょうか。所得制限という線引きをしている合理的理由をお伺いいたします。
- (2) 本市はこれまで、乳幼児医療費の所得制限撤廃を拒否してきた理由に「多額の財源が必要、限られた財源の効果的な活用、ほかの子育て支援策も含めて総合的に検討」と答弁をしています。改めて伺います。すべての乳幼児に平等な医療を提供するためにも、所得制限の撤廃を求めます。いかがでしょうか。

2. コロナ支援策として、新生児のいる家庭に「特別定額給付金」を支給することについて

全国一律の一人10万円「特別定額給付金」は、2020年(令和2年)4月27日現在の住民登録のある市民に限られています。

本市は、子育て支援に力を入れる政策を推進しており、2019年(令和元年)の出生率は県内1位になっています。これらの政策を後押しするためにも、4月28日以降に誕生した新生児へ「特別出産応援給付金」として、10万円の給付をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3. 水道事業官製談合事件を教訓にした、再発防止について

水道事業官製談合事件で多賀城市管工事協同組合の副理事長が逮捕され、裁判で「談合」を認める供述をしています。しかしながら「談合」に関する本市の聞き取り調査に、協同組合の他の事業者はいずれも「談合の事実はない」と回答をしています。

本市として、協同組合に再発防止に関する書面を出していますが、これで再発防止が図られるとお考えでしょうか。また、その根拠を示して下さい。

質問順 4番	受付月日	8.31	通告者	12番	齋藤裕子
			発言時間	30分	種別

1. 市営住宅入居要件の連帯保証人規定について

本市の市営住宅入居の際は、収入条件などに加えて、連帯保証人が一人必要となっております。近年、高齢者や身内のいない方は、連帯保証人を探ることが困難なケースが多く、大きな壁となっております。このような状況を踏まえ、2018年3月に国土交通省は、入居要件から連帯保証人規定を外すよう自治体に要請しております。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者などに低廉な家賃で賃貸をすることが目的であり、保証人を探せず入居を諦めてしまうことは、その目的が果たせていない事になると考えます。そこで本市の市営住宅入居に伴う連帯保証人の対応と、規定要件から連帯保証人を外す事についての考えについて伺います。

2. 住宅確保要配慮者への新たな住宅支援制度推進について

高齢者等住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の入居拒否等により、住宅確保の困難な状況の解消を目的に、「改正住宅セーフティネット法」が2017年10月に施行されました。住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録制度が創設され、宮城県に居住支援協議会が設置され登録窓口となって居住支援が進められております。これから増えていく独居の高齢者をはじめ、要配慮者の居住支援は重要な課題です。そこで、本市のこの制度の現状と、どのような認識で構築に向けて取り組まれるのか伺います。また、本市独自で居住支援協議会を設置し、空き家、空き室を活用して、住宅情報の提供や住宅相談など、様々な支援制度で、住環境の整備を推し進めるべきと考えますが、本市の見解を伺います。

3. 新しい生活様式に向けた、行動経済学「ナッジ」の知見活用について

「ナッジ」とはもともと英語で「そっと後押しする」の意味で、行動経済学では、個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫などにより、人々に賢い選択を促すと定義をされております。新型コロナウイルスの感染防止には、手洗いや、消毒の励行やオンラインの利用など「新しい生活様式」の一人ひとりの実践が重要と考えます。そのような中で、人間の心理や癖を踏まえた工夫をすることで、望ましい行動を自発的に促す「ナッジ」理論の知見活用が試みられております。コロナ感染防止への活用をはじめ、環境美化、健康増進や省エネ行動、災害時の避難行動、避難所運営など様々な場面で活用され

ております。本市においても「ナッジ」等を活用した市民の行動変容の促進に、行政運営の推進に活用をしては如何かと考えます。見解を伺います。

質問順 5番	受付月日	8.31	通告者	9番	戸津川 晴美	
			発言時間	30分	種別	一問一答
1. 石炭火力発電所と温暖化						
(1) 仙台パワーステーションは、政府が2030年までに休廃止するとした非効率な石炭火力発電所である。当然休廃止されると考えられるが、いかがか。						
(2) 石炭火力発電所は、多量のCO ₂ を排出し、温室効果ガスとして、温暖化の原因にもなっている。気候変動対策として全ての石炭火力発電所は廃止の立場をとるよう、県・国に強く求めていただきたいが、いかがか。						
(3) これまでくり返し求めていた、固定観測局設置の進捗状況はいかがか。また、要望していた移動測定車による調査の充実と測定結果のより具体的な市民への広報について伺う。						
2. 女川原発再稼働にどう向き合うのか						
女川原発再稼働に、どのような立場で向きあうのか。知事は、市町村長の意見も聴いて判断するとしているが、知事から意見を求められた際、どのような意見表明をされるのか伺う。						
3. 保育士などに慰労金支給を。						
新型コロナウイルスの感染のリスクの中で、子どもたちの居場所を保障し、日々保育や支援、教育等にあたっている保育士や放課後児童クラブの支援員等に市独自に慰労金を支給されたいが、いかがか。						
また、国・県ともに慰労金支給の対象外としていることには多くの疑問が出されている。国・県にも求めていただきたいが、いかがか。						

質問順 6番	受付月日	9. 1	通告者	7番	江口正夫	
			発言時間	30分	種別	一問一答
<p>1. 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営について</p> <p>新型コロナウイルスの終息が不透明の中で、各地で大規模豪雨による甚大な災害が起きています。</p> <p>昨年12月の台風19号のような大きな災害が、コロナ感染防止の中で発生する複合事態の状況に対応するために、市民の安全安心を確保する避難所運営の体制が求められます。</p> <p>本市では今年7月に、コロナ感染症対応避難所運営マニュアルを策定し、感染者・クラスター発生の未然防止を第一義に、避難所運営体制の整備を図っています。</p> <p>そこで、コロナ感染症対応避難所運営マニュアルとその実施要領について、以下、質問をします。</p> <p>(1) 指定避難所の主要な運営要領について</p> <p>ア 避難者の受付及びトリアージ、避難者の配置の要領は。</p> <p>イ 感染の疑いのある避難者が発生した場合の要領は。</p> <p>(2) 指定緊急避難所の運営要領について</p> <p>ア 指定緊急避難所は施設規模が限定されることから、指定避難所との運営要領の相違点とそのための創意工夫策は。</p> <p>(3) 指定避難所と指定緊急避難所のコロナ対応用主要備蓄品の準備状況は。</p> <p>(4) コロナ感染症対応避難所運営マニュアルとその実施要領について、市民への周知及び慣熟訓練、総合防災訓練の実施要領は。</p>						